

県議会議員の選挙区について

1 選挙区の設定について

(1) 選挙区設定の基本（公職選挙法第15条第1項）

次の3つを基本とし、条例で定める。

- ① 一の市の区域
- ② 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- ③ 隣接する町村の区域を合わせた区域

【選挙区を設ける前提（第15条第2項）】

- その人口が、県人口を議員の定数をもつて除して得た数（議員一人当たりの人口）の半数以上になるようにしなければならない。

〔(例) 県人口 9,237,333 人 ÷ 定数105人 = 議員一人当たりの人口 87,974.6000 人
議員一人当たりの人口の半数 87,974.6000 人 ÷ 2 = 43,987.3000 人〕

- この場合において、市の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
(市の区域の強制合区)

(2) 市の区域の任意合区（同法第15条第3項）

市人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても、議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

(3) 指定都市の扱い（同法第15条第9項）

- 指定都市は、当該市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。
- 行政区の区域は分割しないものとする。

(4) 町村の区域の扱い（同法第15条第4項）

議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

(5) 市町村（指定都市の区）の区域が2以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に分かれている場合の扱い（同法第15条第5項）

当該区域を市町村の区域とみなすことができる。

2 選挙区の設定に当たっての考え方（同法第15条第7項）

行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数（同法第15条第8項）

- 人口に比例して、条例で定めなければならない。
- ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

【人口の定義（公職選挙法施行令第144条）】

- 官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。
- 上記の官報公示の人口の調査期日以後、都道府県、市町村の境界変更があった場合には、当該変更に基づき都道府県知事が告示した人口による。

4 特例選挙区（公職選挙法第271条）

昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しなくなった場合でも、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。